

## 入札参加についての注意事項（指名競争入札用）

令和6年9月1日

地方独立行政法人 市立東大阪医療センター理事長

この注意事項は、市立東大阪医療センターが行う賃貸借及び委託役務関係業務に係る入札に関し必要な事項を明示したものであり、入札に参加するすべての者が入札参加の心得として活用することにより、入札を適正かつ円滑に執行することを目的とするものです。

### 第1 法令等の遵守

- 1 入札参加者は、地方独立行政法人市立東大阪医療センター契約規程及びその他関係法令並びにこの注意事項を遵守しなければなりません。
- 2 入札参加者は入札に際し、入札担当者の指示に従い、円滑な入札に協力し、不穏当な言動等により正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害するような行為をしてはなりません。
- 3 入札参加者は、仕様書及び配布資料その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければなりません。

### 第2 入札参加資格

次のいずれかに該当する者は、入札に参加できません。

- 1 入札日において、入札参加資格又は指名を取り消されている者、入札参加除外措置を受けている者
- 2 指名通知を受けていない者
- 3 入札説明会に参加しなかった者
- 4 指定の日時及び場所に参加しなかった者
- 5 その他正常な入札の執行を妨げる等の行為をなす恐れがある者又はなした者

### 第3 入札保証金

入札保証金は免除します。ただし、落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、落札金額の10分の1に相当する額以上の違約金を徴収することがあります。

### 第4 入札の方法等

- 1 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記載し、入札参加申請にかかる代表者印鑑（以下、「使用印鑑」）を押印のうえ、指定した日時及び場所において、所定の入札箱に投入してください。
- 2 代理人をたてる場合は、委任状を入札執行前に提出してください。委任状には、次に掲げる事項を記載し、使用印鑑及び入札時に代理人が使用する印鑑を押印してください。
  - (1) 宛名(地方独立行政法人 市立東大阪医療センター理事長)
  - (2) 入札日及び件名

(3) 申請の商号又は名称及び契約先所在地

(4) 申請の代表者の職及び氏名

(5) 代理人の氏名

3 入札書に次に掲げるものの記載・押印漏れ、誤り、訂正がある場合は、その入札は無効となります。また、鉛筆等の訂正が容易な筆記具で記入された場合も無効となります。

(1) 件名

(2) 金額及び円マーク(¥)

(3) 日付(入札日)

(4) 申請の商号又は名称及び契約先所在地

(5) 申請の代表者の職及び氏名

(6) 代理人の氏名(入札日当日、委任状を提出のうえ代理人により入札する場合のみ)

(7) 使用印鑑(入札日当日、委任状を提出した場合は(6)の代理人が使用する印鑑)

4 提出した入札書は書換え、引替え又は撤回できません。

## 第5 入札の辞退

1 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 辞退をするときは、次に掲げるところにより申し出てください。

(1) 入札執行前には、入札辞退の旨を市立東大阪医療センター事務局契約会計課に連絡し、入札開始までに入札辞退届を提出してください。

(2) 入札執行中には、入札辞退の旨を入札書に記載し入札箱に投入してください。

## 第6 公正な入札の確保

1 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わないで、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者の入札価格を聞きだす行為をしてはなりません。

4 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

## 第7 入札の中止等

次のいずれかに該当するときは、入札の執行を中止又は延期することがあります。

1 入札参加者が談合(連合)し、又はそれに類する行為をなし、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

2 天災地変、その他やむを得ない事由が生じたとき。

- 3 事前辞退等により入札日に1者しか出席のないとき。

## 第8 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- 1 入札に参加する資格のない者のした入札
- 2 委任状を提出しない、または形式を欠いた委任状をもってした代理人の入札
- 3 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4 金額の表示を改ざん又は訂正した入札、金額の表示が不鮮明な入札
- 5 同一事項に対して2通以上した入札
- 6 同一事項の入札について、他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- 7 入札に際して不正な行為のあった入札
- 8 第13の規定による再度の入札において、前回の最低価格以上の価格でした入札
- 9 その他入札に関する条件に違反した入札

## 第9 開札

開札は、入札の終了後直ちに当該入札場所において、入札参加者を立会わせて行い、その結果を口頭で発表します。

## 第10 落札者の決定

入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者（最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札をした者）を落札者とします。

なお、入札価格が著しく低いなど、調査を行う必要があると認められる場合には、落札決定を保留し調査を行うことがあります。また、その調査に対して入札参加者は協力をしなければなりません。

## 第11 入札の不調

入札辞退や無効な入札等により、適正な入札参加者が1者のみとなった場合は、入札を不調とします。

## 第12 くじによる落札者の決定

落札となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、くじを辞退することはできません。

## 第13 再度の入札

- 1 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行います。

- 2 再度の入札の回数は2回とし、その結果落札者がいないときは、入札不調とします。
- 3 1回目の入札に参加しなかった者及び無効の入札をした者は、再度の入札に参加することはできません。

#### **第14 契約保証金**

- 1 契約保証金を要する場合は、落札者は、契約の締結と同時に、契約保証金を納付しなければなりません。
- 2 契約保証金の額は、契約金額の10分の1に相当する額以上とします。(1,000円未満の金額は、1,000円に切り上げ)
- 3 市立東大阪医療センターを被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書が提出されたときは、契約保証金を免除します。

#### **第15 契約書の提出**

- 1 落札者は契約書に記名押印し、必要書類を添えて速やかに担当課に提出しなければなりません。なお、契約締結日は原則として落札決定日の翌業務日となります。
- 2 前項による契約締結の手続を怠ったときは、落札又は契約の決定は無効となる場合があります。

#### **第16 誓約書の提出**

- 1 誓約書を要する場合は、落札者は、東大阪市暴力団排除条例に基づく誓約書に記名、押印し、速やかに市立東大阪医療センター事務局契約会計課に提出しなければなりません。なお、誓約日は契約締結日と同日となります。
- 2 前項による誓約書の提出を怠ったときは、当該契約を締結せず、入札参加停止等の措置を行うことがあります。

#### **第17 その他**

入札参加者は、入札終了後、この注意事項、配布資料、契約条項についての不明又は錯誤等を理由として異議を申し出ることとはできません。

市立東大阪医療センター 事務局契約会計課  
電話 06-6781-5101 (代表)